

民間人権運動団体に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が認めた民間人権運動団体（以下「団体」という。）が人権問題の解決を目的として行う活動の一環として、人権問題等に関する大会に団体の構成員を派遣する事業（以下「大会等派遣事業」という。）の経費及び団体として行う研修会、研究会等（以下「研修等事業」という。）に要する経費の補助金（以下「補助金」という。）の助成について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の基準)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内において、団体が行う大会等派遣事業及び研修会等事業に要する経費について、補助金を交付する。

2 前項の補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 大会等派遣事業 防府市旅費支給条例（昭和26年防府市条例第2号）の規定により算出した旅費及び負担金又は資料代、参加費等の合計額の3分の2を超えない額

(2) 研修等事業 市長が必要と認める額の3分の2を超えない額

3 団体からの補助金の申請額が、前項の規定により算出した額より低額の場合は、補助金の額は申請額のとおりとする。

4 補助金の額は、千円を単位として算定し、千円未満の額は切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第3条 前条の規定による補助金の交付を申請しようとする団体は、次に掲げる事項を記載した交付申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 大会等派遣事業 用務の名称、目的、内容、日時、用務先、出張者名（人数）、負担金、必要経費及び補助申請額

(2) 研修会等事業 研修会の名称、目的、内容、日時、開催場所、参加人員、必要経費及び補助申請額

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、通知書により当該団体に通知し、交付する。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(実績報告書の提出)

第5条 補助金の交付を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、当該事業を完了したときは、次に掲げる事項を記載した実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 大会等派遣事業 用務の名称、成果、内容、日時、用務先、出張者名（人数）、負担金、経費内訳及び収支精算書
- (2) 研修会等事業 研修会の名称、成果、内容、日時、開催場所、参加人員、経費内訳及び収支精算書

(補助金の交付決定の取り消し)

第6条 市長は、補助団体が次の各号の一に該当するときは、当該補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき
- (3) 申請にかかわる事業を中止したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分について既に補助金を交付しているときは、当該補助団体に対してその返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に申請のあった補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。